

令和6年11月1日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長

理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

(1) 司法行政文書の開示手続における事件番号の取扱いについて（令和6年1月30日付の最高裁秘書課参事官の事務連絡）（決裁票付）を作成した際、最高裁判所事務総局民事局第一課長及び最高裁判所事務総局総務局第一課長が委員として参加している、法務省の「民事判決情報データベース化検討会」（令和4年10月14日第1回会議が開催され、令和6年7月29日に報告書の取りまとめ（末尾26頁において「法人の名称や所在地については、事業の規模を問わず、一律に仮名処理を不要とすべきである。」と書いてあるもの）があった。）における検討内容をどのように考慮したかが分かる文書

(2) 司法行政文書の開示手続における事件番号の取扱いについて（令和6年1月30日付の最高裁秘書課参事官の事務連絡）（決裁票付）を作成する際、最高裁判所事務総局民事局第一課長及び最高裁判所事務総局総務局第一課長がどのような意見を述べたかが分かる文書

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、令和6年9月11日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

- (1) 最高裁判所は、1の(1)の開示申出について開示申出書記載のとおり、1の(2)の開示申出について「最高裁判所事務総局秘書課（以下「秘書課」という。）において令和6年1月30日付け秘書課参事官事務連絡「司法行政文書の開示手続における事件番号の取扱いについて」（以下「本件事務連絡」という。）を作成する際に、秘書課に対して最高裁判所事務総局民事局第一課長及び最高裁判所事務総局総務局第一課長が述べた意見が分かる文書」と整理した上で、本件開示申出に係る各文書（以下「本件開示申出文書」という。）を探索したところ、最高裁判所内には存在しなかった。
- (2) そもそも、本件事務連絡は、答申（令和5年度（最情）答申第3号）を受けて司法行政文書の開示手続における事件番号の取扱いについての考え方を示すために、司法行政文書開示制度を所管する秘書課において作成したものであり、本件事務連絡の作成に当たり1の(1)の開示申出に係る文書の作成が必要となるものではない。また、本件事務連絡を作成する際、最高裁判所事務総局民事局第一課長及び最高裁判所事務総局総務局第一課長（以下「各一課長」という。）が秘書課に対して意見を述べ、又は秘書課において各一課長の意見を聴かなければならぬものでもない。そのことからすると、本件事務連絡を作成するに当たり、本件開示申出文書を作成又は取得していないことは不自然ではない。
- (3) よって、原判断は相当である。